

## ②病床転換助成事業の補助単価の引き上げについて

- 現行の病床転換助成事業は、転換時に廃止した病床1床あたりについて、改修50万円、創設100万円、改築120万円を単価とする補助を実施。なお、この単価は事業が開始された平成20年度から変更されておらず、令和6年度の実態調査・効果検証結果では、補助額の低さも課題として挙げられている。
- 当該単価は、当時の「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間推進交付金」の先進的事業支援特例交付金（老健局）の単価と同額であるがその後に増額。また、令和5年度で廃止された地域医療介護総合確保基金の介護療養型医療施設等転換整備事業（主に介護療養型医療施設から介護医療院への転換補助）は最終的に改修122万円、創設244万円、改築302万円まで増額。
- 療養病床から転換した介護医療院に係る施設基準（療養室、廊下幅、耐火建築物、エレベーター）の緩和措置は令和5年度末で終了しており、施設基準に合わせた改築等が必要。さらに、一般病床の施設基準は療養病床と比較して療養室や廊下等の面積が狭く機能訓練室等が不要であるため、一般病床から介護医療院等への転換時には療養病床よりも工事規模が大きくなる可能性がある。

单価を増額（介護療養型医療施設等転換整備事業の単価額を参考）してはどうか。

（単位：万円）

	改修	創設	改築
現行の単価	50	100	120

単価案	120	240	300
-----	-----	-----	-----